

松森小学校いじめ防止基本方針

1 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

仙台市立松森小学校（以下「本校」という。）においては、これまでもいじめは絶対許さないという強い認識のもと、学校生活の中で児童の様子を観察することや、児童間の関係性を十分把握することを意識して教育活動を進めてきたところである。

このたび、いじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校においては、法第13条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を踏まえて、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針として、「仙台市立松森小学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

2 基本的な考え方

（1）いじめ防止等の対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめの防止等の対策に教職員一丸となって取り組んでいく。

いじめの防止等に関する基本理念（法第3条より）

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることを鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することのないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

いじめの定義（法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記のいじめの定義を踏まえ、いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうるものである、との認識をもって、対応にあたる。

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校においては、市基本方針に基づきながら、「いじめは、しない。させない。許さない。」のスローガンのもと、いじめの防止等のために学校職員が一丸となって家庭や地域、関係機関等との連携のもと取り組むものとする。

① いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤は、児童一人一人が命の大切さを知り、他を思いやる気持ちを育むことが必要である。本校では、「道徳」「総合的な学習の時間」を中心に計画的に指導を行うことはもちろん、キッズタイム（たてわり活動）を一層充実させ、異年齢集団での思いやる心の醸成を図りたい。学校生活全般において、担任同士、教職員間の連絡を密にし、全職員で情報を共有していく。

児童が、いじめについて考える機会を設けたり、保護者や地域へも学校だよりや HP で学校の取組を知らせたりすることで、互いに連携し、防止にあたりたい。

② いじめの早期発見

まず、何よりも担任による学級経営が大切である。ちょっとした児童のサインを見逃さず、随時指導し、いじめになる前に解決したい。日頃からの丁寧な観察が重要である。

また、学校として、児童や保護者が相談しやすい雰囲気や体制を作ることを大事にしていきたい。積極的にスクールカウンセラーの活用やフリー相談について周知していく。

いじめに気付いたら情報を集約し、組織的に把握する上で、「いじめ・不登校対策委員会」（構成委員：教育計画参照）を機能的に活用していく。

③ いじめへの対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の職員で対応するのではなく、「いじめ・不登校対策委員会」で迅速に対応することとする。全職員に周知すると共に、対応する委員等、必要に応じ校長が判断し、関係機関等との連携も視野に入れる。

いじめた児童とその保護者、いじめられた児童とその保護者には丁寧で正しい説明

が必要となるため、事情聴取等については記録をしっかりとしておくこと。

なお、一端解決したように見える場合でも見えないところで継続されていたり、進級時に再発したりする場合もあることから、継続した適切な対応が大切である。

- ・いじめられた児童の対応・・・必ず守るから、という姿勢で、心の安定を図っていく
- ・いじめた児童への対応・・・いじめられた児童の苦痛を理解させ、人間として行ってはならない行為であることを、自覚させるようにしていく

④ 家庭や地域・関係機関との連携

家庭や地域に対しては、学校として、日頃から命を大切にする取組を行い、周知していく。必要に応じて、鶴が丘交番や児童相談所、泉区家庭健康課や泉署生活安全課等々との連携も引き続き行っていく。

3 いじめ防止等のための対策の内容

① 「松森小学校いじめ防止等対策委員会」(別紙1)

委員は教育計画のとおりであるが、具体的に機能させる場合は、校長が実情に応じて他の職員や関係する者の出席を求めるものとする。

本校対策委員会の所掌事項は次の通りとする。

- ア. 学校基本方針による実施計画、マニュアル、チェックリストの作成および承認
- イ. 各学年・学級での、いじめの防止等の取組状況把握
- ウ. 各学年・学級での、いじめ相談、情報共有体制の確認
- エ. いじめ事案が発生した場合の対処

* 事実関係調査、対応や指導の方針決定

オ. その他いじめ防止等に関する重要なこと

② 「松森小学校いじめ調査委員会」

* いじめの重大事態発生の場合の調査組織

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は「松森小学校いじめ防止等対策委員会」を母体にし、学校評議員、PTA 役員等学校以外の委員を加えて、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「松森小学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。

本校としては、このような重篤な事案が発生しないことを大前提として日頃の教育に当たりたい。

よって、この調査委員会を立ち上げることをないように日々の情報共有と指導に努めたい。

万が一必要となった場合は、校長が委員を任命することとする。